

渋谷隆一 編著

『明治期日本特殊金融立法史』

早稲田大学出版部 1977年 xvi+567+ivページ

I

本書は、日本資本主義発達史研究の一環として、明治期の特殊金融機関（貿易・植民地金融機関、下級金融機関、大蔵省預金部制度）の立法過程を実証的に分析したものである。4名の共著書たちの意図は、研究史の空白を埋めようということにとどまらず、これらの特殊金融機関が「明治初年以降、『最後の帝国』としての歩みを続けた日本資本主義の特殊性をラジカルに体现している」（はしがき）との認識にもとづく日本資本主義の特殊性把握にある。

ところで、このような日本資本主義発達史の研究書を『アジア経済』誌の書評欄で扱う理由は、およそ次のようなところにある。すなわち、明治期の日本は、国内の社会問題の発生を対外膨脹へと転化させ、東アジアの植民地分割闘争に参加していった。日本と朝鮮・中国など近隣諸国との支配・従属関係は、この時期に形成され、現代にまでその影響が及んでいる。近代日本の帝国主義的発展は、朝鮮・中国の植民地・従属国化と不可分の関係にあり、その関係をおし進めた重要な機関が本書第一部で扱っている植民地金融機関であった。したがって、朝鮮・中国等の旧植民地社会を歴史的に分析する場合にも、侵略政策を支え、あるいはおし進めた帝国主義国の金融諸機関の具体的解明が必要とされるのである。その意味で、以下では第一部に重点を置くことにする。

II

本書は、本文のみでも567ページの大著であり、構成と執筆者は次のようになっている。

序 論 課題と方法	渋谷隆一
第一部 貿易・植民地金融機関立法	
第一章 概観	古沢絃造
第二章 横浜正金銀行条例の制定と為替政策	古沢絃造
第三章 日清銀行法案の作成過程	波形昭一
第四章 朝鮮銀行法の制定と幣制改革	波形昭一
第五章 台湾銀行法の制定と幣制改革	波形昭一
第二部 下級金融機関立法	

第一章 概観	渋谷隆一
第二章 高利貸対策法の制定と変質	渋谷隆一
第三章 質屋取締法令の制定と変質	渋谷隆一
第四章 無尽関係取締法令の制定過程	渋谷隆一
第五章 産業(信用)組合法の制定過程	渋谷隆一
第三部 大蔵省預金部制度	
第一章 概観	迎由理男
第二章 大蔵省預金部制度の成立と展開	迎由理男
総括と展望	渋谷・古沢・波形・迎

以下、本書の内容をごく簡単に要約してみよう。

序論では、まず<分析対象>を特殊金融の3分野に設定する理由を述べる。すなわち、後進資本主義国日本の特殊性が、社会問題の発生と対外膨脹との構造的連関——過剰人口の存在が媒介となる——のうちに把握され、それら2局面と連係する政府機関をも加えて特殊金融の3分野が統一的に位置づけられる。次に<経済・政治・法律の具体的関連>について、経済的基礎過程の諸矛盾が政治過程に反映し、政府・議員による立法過程へと集約される関連性が方法的に提示される。そして<時期区分>として、制定法を基準とする金融立法の通史的立場を退け、経済過程との対応に着目した三つの画期——明治10, 20, 30年前後——を定めている。

第一部では、対外膨脹の動因が、過剰人口の存在を基底とした社会問題の発生と国内危機、および産業・貿易構造の後進性——産業諸部門間の不均衡、分断性——から説明される。貿易構造とこれに対応する対外金融構造に関しては、欧米への従属性とアジアへの侵略性という二面性が指摘され、従属性を代表する横浜正金銀行と侵略性を代表する植民地銀行との分業が説かれる。

横浜正金銀行については、明治20年の同行条例制定を中心に考察され、設立当初の商権回復の意義をもった機関から次第に植民地金融機関の性格が加えられる過程が描かれている。日清銀行設立をめぐる問題については、帝国主義的国际環境への対応と産業資本確立との二重の論理の交点と位置づけられ、日本帝国主義成立の問題に新たな論点を提起している。朝鮮銀行については、第一銀行朝鮮支店設置、幣制改革・銀行設立運動の展開、朝鮮銀行法の制定と幣制改革という比較的長い時期が検討され、日本の対朝鮮金融侵略の早期的性格と在朝鮮日本人商工業者の尖兵的作用が強調されている。台湾銀行については、台湾銀行設立問題に対する産業ブルジョアジ

一と官僚・軍人層との認識のズレ——前者の消極的態度と後者の帝国主義的視点——が指摘され、また台湾幣制改革の跛行的性格に示された日本金本位制の脆弱性が論じられている。

第二部では、下級金融機関の立法過程を、政治的・経済的危機の発現形態としての社会問題の早期的発生と関連づけて実証的に跡づけている。

第三部は、明治期における大蔵省預金部制度と郵便貯金法規の制定・展開過程を検討している。その際預金部は、対外利権獲得のための資金供給機関として、また社会問題の発生に対する政策金融機関として、第一部と第二部を総括する位置を与えられている。

最後の総括と展望では、特殊金融の3分野について三つの画期に即して総括し、大正期（独占資本の形成・確立期）への展望を試みている。

III

本書を日本資本主義発達史論あるいは日本金融経済史論として読む場合、その研究史上の意義は次の4点にまとめられよう。

第1に、従来未開拓であった特殊金融機関の立法史を対象として、制定法はもちろんのこと政府や民間で構想した諸草案、立法府における審議未了法案、否決法案、さらに建議、決議、質問等にいたるまでの諸資料を丹念に発掘、整理、分析し、きわめて実証密度の高い成果をあげていることである。

第2に、ややもすれば金融体系の中で個別断片的に捉えられかねない3分野について、「日本資本主義の特殊性をラジカルに体现」するという視点から、積極的に統一的把握の論理構築を試みていることである。

第3に、立法史研究の方法論的深化をめざしていることである。すなわち、経済過程⇌土台と上部構造という抽象的把握から一歩進めて、上部構造を政治過程と立法過程に分節化し、経済⇌政治⇌法律の具体的関連を問題にしている。こうした分析方法の採用によって、政治過程における諸勢力・諸団体、立法過程における官僚の役割に照明をあてる意味が明確になり、その結果、本書の実証密度が一段と高められたのである。

第4に、特殊金融立法史の時期区分を、明治10、20、30年前後と積極的に提起したことである。この点は、従来の通史的な金融立法史研究と異なる本書の大きな特徴となっている。

このように本書はいくつかのすぐれた点をもってお

り、研究史の水準を一段階上にひきあげたと思われるが、その反面疑問点もないわけではない。全体にかかわる論点を2点ほど指摘しておこう。

第1に、時期区分の有効性に関してである。本書は、国内の政治的経済的变化→社会問題の発生→対外膨脹という関連性のうちに特殊金融機関立法の画期を求めている。この視角は、「日本資本主義の特殊性をラジカルに体现」する局面を把握する点では有効性をもっている。しかし、特殊金融機関はまた日本銀行を頂点とする金融体系の一部門でもある。とすれば、金融立法史全体との関連をも考慮しなければならず、金融立法史全体の時期区分との調整が問題とされなければならないであろう。たとえば、構正金銀行は対外侵略よりも対外従属の局面を体现する機関であって、むしろ日本銀行との関連が強く、対外膨脹の論理では説明しきれない性格をもつと思われる（ただし、第3期では事情は異なる）。さらに付け加えれば、本書の力点が経済→政治→法律という立法過程に置かれ、法律→経済という反作用の実態分析が十分でなかったことも、金融体系全体との関連性を薄くした要因と考えられるのである。

第2に、特殊金融機関の3分野を統一する論理も問題を含んでいる。明治期において預金部を基軸に統一するのはかなりの無理があったといわなければならない。たとえば、第三部の第一章「概観」は、日露戦後から第一次大戦期という本書全体の対象時期からはずれた時期を扱わざるをえなかった。日露戦前の預金部は、利権獲得の資金供給機関としても、社会問題への政策金融機関としても、第3期（明治30年前後）に萌芽が見られるとはいえず、ほとんど積極的な意味をもちえなかったのである。実際に著者たちも、「総括と展望」のところで、「大正期こそ、本書の三部構成が意図したところを典型的に具現化しているといえるのである」（559ページ）と述べているほどである。やはり、日銀を頂点とする金融体系との関連における統一的把握も考えられてよかつたのではないだろうか。

IV

ここで第一部の貿易・植民地金融機関立法に限定して各論的な検討を行なってみよう。

まず第一章では、対外膨脹の日本的特質が説かれている。すなわち、「独占形成がはなはだ未熟な段階にもかかわらず軍事的侵略を先行させ、それによって獲得した利権を、国家資本主導による資本輸出によって維持、確

保してゆく独特の対外膨脹のパターン」(46ページ)という指摘がそれである。この点は従来から論じられてきているが、本書では三つの時期区分に即して排外主義的国民統合から資本主義的対外膨脹へという膨脹動因の移行が述べられており注目に値する。ただし、過剰人口の形成に関しては、資本主義発展の論理一般から説明され、農業の生産様式の日本の特質が看過されている点で疑問が残る。いずれにしても、近代日本の成立が近隣諸国の従属化なくしてはありえなかったものである以上、明治初期の対外膨脹の動因とその具体的態様の解明がより一層望まれるのである。この作業を通じて、アジア近現代史における日本の存在が浮彫りにされるであろう。

次に、対外金融構造の従属性・侵略性が内容規定されている点も意義がある。この論点は、今日の第三世界諸国の対外金融構造を検討する際にも有益な視点となろう。日本の対外金融構造の従属性は、本位制度の金(ポンド)為替本位制、長期資金の対欧米依存、短期資金の対欧米依存、外国銀行の存在の4点で把握される。また対外金融構造の侵略性は、円系通貨圏への編入を目的とした幣制改革の強行、国家資本主導下の資本輸出、朝鮮・中国の財政資金の強圧的収奪の3点で扱われている。しかし、対アジア貿易金融それ自体のうちに侵略的契機は検出されないのだろうか。この点は、正金銀行の把握にかかわってくる。

第二章では横浜正金銀行を対欧米従属からの自立機関と位置づけている。だが、正金銀行の対アジア業務は侵略性を体现するものではなかったか。「日清戦後の対清業務拡張」が補論として非常に簡単にしか扱われなかったのは惜しまれる。正金銀行は欧米向けの顔と同時にアジア向けの顔ももっていた。そして対アジア業務の侵略性は1945年まで一貫して保持されたのである。

第三章では日清銀行設立をめぐる問題状況が開示されているが、それに先立って欧米諸列強の植民地銀行がタイプ分けされており注目される。日清銀行設立の論理では、産業資本—貿易金融機関構想、政府—利権獲得機関構想に二分され、この2側面の統一的把握が目ざされている。その意義は評価できるが、貿易金融機関それ自体も19世紀末の国際環境のもとでは帝国主義的性格を刻印されているといえないであろうか。横浜正金銀行の対アジア業務とも関連して、貿易および貿易金融における支配・従属関係の検出が要求されていると思われる。

第四章の朝鮮銀行設立にいたる分析は、長期にわたる朝鮮侵略過程そのものを対象としており、金融面の侵略

と抵抗の諸相を扱った意義は大きい。特に、白銅貨問題に関連して在朝鮮日本人居留民が侵略の尖兵的役割を果たした点を論じて興味深い。明治11年の第一銀行釜山支店設置から44年の朝鮮銀行法制定にいたるまで、朝鮮の通貨・金融支配が植民地化といかに密接不可分であったかがここに描かれているのである。ただし立法史研究という課題設定のため、朝鮮の産業構造・貿易構造を植民地的に再編するための金融機関の役割などがふれられていないのは残念である。

第五章では台湾銀行設立と台湾の幣制改革を論じている。ここでは日本銀行と台湾銀行との関係が、日本金本位制の植民地への拡張問題として扱われ注目される。しかし、台湾銀行厦門支店が当初は南進政策の拠点とされ、台湾と大陸との経済的結合を促進する構想であったのに対して、後にはこの結合を切断し、日本経済圏に包摂する方向へと転換された経緯については明らかにされていない。

総じて、現実に植民地銀行であった朝鮮銀行・台湾銀行については、実態分析を欠くために植民地経済に与えた影響は必ずしも浮かびあがってこない。とはいえ、それらが植民地化を促進した重要な拠点であったことは十分に確認できるのである。

V

最後に、本書を基礎とする今後の方向を展望すれば次のようになろう。第1に、法律—経済という反作用の実態分析、第2に、日銀体系に引き寄せた金融立法史全体への接近、第3に、分析の枠組を生かしつつ時期を大正期に移行させること、などである。

特に植民地金融機関に関しては、本書で扱った横浜正金銀行、朝鮮銀行、台湾銀行に加えて、東洋拓殖、朝鮮殖産銀行、満州中央銀行、満州興業銀行、中国連合準備銀行、蒙疆銀行、華興商業銀行、中央儲備銀行、台湾拓殖、南洋拓殖、南方開発金庫等、数多くの機関の実証的分析が望まれるのである。本書がその出発点に位置することは疑問の余地がない。

(東京大学大学院 金子文夫)